

農業委員会だより 第88号

農業者年金に加入して、老後に備えましょう!!

加入要件は

- ①年齢要件……………60歳未満
- ②国民年金の要件……………国民年金の第1号被保険者
- ③農業上の要件……………年間60日以上農業に従事



※ 上記3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。

point

保険料の国庫補助

特定の要件を満たす農業者には、一定の条件の下で保険料の国庫補助が受けられます。

point

税法上の優遇措置

- ①支払う保険料は全額社会保険料控除の対象
- ②受けとる年金は公的年金等控除が適用
- ③運用益も非課税

point

終身年金で80歳まで保証付きです。

年金は、生涯保証されます。仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支払われます。

幸せな老後には「健康」「友達」「自由に使えるお金」が必要です。

農業者年金に加入して、老後は時間にもお金にもゆとりある生活を送りましょう。

問い合わせ先

農業委員会事務局 ☎73-1586
JA鳥取いなば岩美支店 ☎72-1521

排水管や床下の

無料点検に注意!

相談事例

5日前、「排水管の点検を無料です。」と訪問販売業者が来て、勝手に敷地内に入りました。排水口を開け「流れが悪いので高圧洗浄したほうが良い。」と言い、すぐに排水管清掃を始めました。清掃後「契約書にサインして。」と言われ、一人暮らしで業者が怖かったので、サインをし、請求された1万5千円を支払ってしまいました。翌日、同じ業者が「床下の湿気がひどい。このままでは家がもたない。」と不安を煽ったため、50万円の湿気取りシートや補強工事の契約をしてしまいました。この契約を解除できますか？

アドバイス

訪問販売により排水管清掃や湿気取りシート・補強工事の契約をしていますので、契約日を含めた8日間はクーリングオフができます。清掃や工事が終わった後でも契約を

解除することができ、支払ったお金は返してもらえます。またクーリングオフ期間を過ぎた後でも、業者の説明に嘘があり、それを信じて契約をした場合には、契約を取り消すことができる場合もあります。諦めずに消費生活相談窓口にご相談ください。断っても業者がなかなか帰らない、勝手に家に入り込んだといった場合には、すぐに役場や警察に連絡してください。

岩美町消費生活相談窓口

面談相談：毎週金曜日
午前9時～午後4時（祝日を除く）
岩美町役場 2階中会議室
（場所は変更になることがあります）
電話相談：毎週火～金曜日
午前9時～午後4時（祝日を除く）
☎73-1444